

## 事前評価調書(案)

| I 事業概要  |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 事業名     | 農業農村整備事業(経営体育成基盤整備事業)   |   |   |
| 地区名     | 東細谷地区   |   |   |
| 事業箇所    | 豊橋市東細谷町・細谷町   |   |   |
| 事業のあらまし | <p>本地区は静岡県に隣接する豊橋市南東部に位置する露地野菜主体の畑地帯である。</p> <p>ほ場の区画は部分的に整備されているが、大部分が未整備であり、経営規模拡大の支障となっている。用排水路については老朽化が進んでおり、効率的な営農が困難な状況となっている。また、農道は幅員が狭く車両のすれ違いが困難なほか、未舗装による畑作物の荷傷みが発生している。</p> <p>このため、用水・排水・農道等の整備を区画整理により一体的に行うことにより、担い手農家への農地利用集積を促進し、農業の持続的発展と農村環境の保全を図る。</p> |   |   |
| 事業目標    | <p><b>【達成(主要)目標】</b></p> <p>農業生産基盤の整備により、高収益作物への転換、水田の畑利用の促進を図り、担い手農家への農用地利用集積を促進し、農業経営の改善・安定を図る。</p> <p><b>【副次目標】</b></p> <p>なし</p>  |   |   |
| 事業費     | 事業費   | 内訳  |   |
|         | 42.9億円  | ■工事費 38.2億円、■用補費 1.9億円、■その他 2.8億円   |   |
| 事業期間    | 採択予定年度 平成30年度   | 着工予定年度 平成31年度   | 完成予定年度 平成39年度   |
| 事業内容    | 区画整理 102.1ha<br>(整地工 102.1ha、用水路工 17.6km・揚水機場 3か所、排水路工 44.0km、道路工 23.5km、暗渠排水工 7.8ha)   |   |   |
| II 評価   |   |   |   |
| ①事業の必要性 | 1) 必要性  | <p>地区内のほ場は区画が未整備で狭小であることから経営規模拡大の支障となっている。また、用排水路については老朽化が進んでおり、管理労力の増大や排水不良により効率的な営農が困難な状況となっている。</p> <p>今後、高齢化による農業従事者の減少がさらに進むことが予想され、農業の存続や農村環境の荒廃が危ぶまれていることから、担い手農家が将来にわたって地域の農業を支えることができるよう、農業生産基盤を整備する必要がある。</p> |   |
|         | 判定  | A   | <p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>農業の存続や農村環境の荒廃が危惧される要因となっている狭小な区画の解消や用排水路の老朽化等に対応することにより、担い手農家への農地利用集積を促進し、効率的な営農を実現する必要がある。</p> |

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

| 区分              |            | 事前評価時<br>(基準年：H29) | 備考 |
|-----------------|------------|--------------------|----|
| 費用<br>(億円)      | 事業費        | 31.6               |    |
|                 | その他費用      | 23.5               |    |
|                 | 合計 (C)     | 55.1               |    |
|                 | 作物生産効果     | 33.5               |    |
|                 | 品質向上効果     | 8.5                |    |
|                 | 営農経費節減効果   | 22.3               |    |
|                 | 維持管理費節減効果  | △ 2.8              |    |
|                 | 耕作放棄地防止効果  | 2.0                |    |
|                 | 地籍確定効果     | 0.5                |    |
|                 | 非農用地等創設効果  | 1.5                |    |
|                 | 合計 (B)     | 65.5               |    |
| (参考)            | 水稲作付面積(ha) | 7.5                |    |
| 算定要因            | 畑作付面積(ha)  | 176.2              |    |
| 費用対効果分析結果 (B/C) |            | 1.18               |    |

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したものの。

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

**A**

A：十分な事業効果が期待できる。

B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

|          |        | H30  | H31 | H32 | H33 | H34 | H35  | H36 | H37 | H38 | H39 |
|----------|--------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 工種<br>区分 | 調査・設計  | ←    |     |     |     |     |      |     |     |     | →   |
|          | 用地補償   |      | ←   |     |     |     |      |     |     |     | →   |
|          | 工事     |      |     |     |     |     |      |     |     |     |     |
|          | ・整地工   |      | ←   |     |     |     |      |     |     |     | →   |
|          | ・用排水路工 |      | ←   |     |     |     |      |     |     |     | →   |
|          | ・道路工   |      | ←   |     |     |     |      |     |     |     | →   |
|          | ・暗渠排水工 |      | ←   |     |     |     |      |     |     |     | →   |
| 事業費(億円)  |        | 19.3 |     |     |     |     | 23.6 |     |     |     |     |

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

排水路に魚巢ブロック等を設置することにより、魚類等の生物の生息環境を保全する。  
 保全すべき生物が減少する非かんがい期に施工すると共に、工事に際しては濁水の流出対策を実施し、下流域への影響を軽減する。  
 生息環境への配慮として、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。

|  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  | 判定  | A  | A：事業計画の実効性が期待できる。<br>B：事業計画の実効性が期待できない。                                |
|  |   | 【理由】<br>地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。  |  |
| ④事業手法の妥当性  | 1) 代替案の比較検討結果   | 経営規模拡大の支障となっている狭小な区画を解消するための区画拡大・整形に加え、老朽化した用排水路・道路の更新も必要であり、各対策を個別に実施する手法と比較して、区画整理に合わせて用排水路・道路を一体的に実施する手法は経済的かつ効率的であり、最も妥当である。 |  |
|  | 判定  | A  | A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。<br>B：手段には代替性があり、改善の余地がある。 |
| 【理由】<br>経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。  |   |  |  |
| Ⅲ 対応方針（案）  |   |  |  |
| 事業実施が妥当である。  | 事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。<br>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。 |  |  |
| Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容   |   |  |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外<br>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】<br>—<br>【主な評価内容】<br>・担い手農家への農地利用集積率<br>・営農状況 |   |  |  |
| Ⅴ 事業評価監視委員会の意見   |   |  |  |
|  |   |  |  |
| Ⅵ 対応方針   |   |  |  |
|  |   |  |  |